

**Q5-3-10** 企業単独型技能実習の受入人数枠について説明してください。

**A** 技能実習生の受入人数枠は技能実習法施行規則第16条に規定されており、企業単独型技能実習については76頁の表「企業単独型技能実習における受入人数枠一覧」のとおりです。

重要なポイントは、以下の4つです。

- 1 企業単独型の受入人数枠は、次の~~3~~<sup>4</sup>つに区分されていること。

(1) 企業単独 A 型

技能実習法第9条の技能実習計画認定基準への適合（技能実習法第10条に規定される計画認定の欠格事由に該当するものは除く。以下同じ。）

(2) 企業単独 B 型

技能実習法施行規則第16条第1項第2号において、技能実習法施行規則第16条第1項第2号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものと法務大臣及び厚生労働大臣が認めたもの

(3) 企業単独 C 型 (優良実習実施者型)

上記 (1) 企業単独 A 型に該当し、かつ、優良実習実施者基準に適合するもの

- 2 技能実習計画認定申請者の「常勤の職員の総数」には、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は含まれないこと。【技能実習法施行規則第16条第1項第1号】

- 3 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、事業所管大臣が法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて当該事業所管大臣が告示で定める人数とされること。（「特定職種・作業の事業所管大臣告示人数枠」）【技能実習法施行規則第16条第3項】

- 4 実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった場合等におい

(4) 企業単独 D 型 (企業単独 B 型で、かつ、優良実習実施者)

上記 (2) 企業単独 B 型に該当し、かつ、優良実習実施者基準に適合するもの

て、当該技能実習生に引き続き技能実習を実施できるようにするための措置として「技能実習継続支援特例」の規定が設けられていること。  
【技能実習法施行規則第16条第4項第1号から第4号まで】

また、技能実習計画認定申請を行う場合又は技能実習計画の変更申請を行う場合には、上記の人数枠の範囲内であれば認定を受けることはできません。【技能実習法第9条第11号】

企業単独型技能実習における

区分	受入																	
	第1号技能実習生の人数																	
企業単独A型	・企業単独型基本型	第1号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員（注）の総数の1/20（5%） <「基本人数枠」> （注）次の者は常勤職員には含まれない。（以下規則第16条において同じ。） ○外国にある事業所に所属する職員 ○技能実習生 【規則第16条第1項第1号前段】																
企業単独B型	・法務・厚生労働大臣による継続的・安定的実施体制認定型 「右欄の「特定人数枠」により企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有する者と法務大臣及び厚生労働大臣が認めたもの。」  企業単独A型で、かつ、	・次の「特定人数枠」の人数 ただし、第1号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数 <「特定人数枠」> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者の常勤職員総数</th> <th>第1号技能実習生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301人以上</td> <td>申請者の常勤職員総数の1/20</td> </tr> <tr> <td>201人以上300人以下</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>101人以上200人以下</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>51人以上100人以下</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>41人以上50人以下</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>31人以上40人以下</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>30人以下</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> 【規則第16条第1項第2号前段】	申請者の常勤職員総数	第1号技能実習生数	301人以上	申請者の常勤職員総数の1/20	201人以上300人以下	15人	101人以上200人以下	10人	51人以上100人以下	6人	41人以上50人以下	5人	31人以上40人以下	4人	30人以下	3人
申請者の常勤職員総数	第1号技能実習生数																	
301人以上	申請者の常勤職員総数の1/20																	
201人以上300人以下	15人																	
101人以上200人以下	10人																	
51人以上100人以下	6人																	
41人以上50人以下	5人																	
31人以上40人以下	4人																	
30人以下	3人																	
企業単独C型	・優良実習実施者 <del>者</del> 「規則第15条の優良実習実施者基準に適合」	第1号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数の1/10（10%）  【規則第16条第2項第1号前段】																
技能実習継続支援特例	・上段（2重横罫線の上部）の受入人数枠の規定（規則第16条第1項から第3号まで）にかかわらず、右欄のiからivまでのいずれかに該当する場合の人数枠はiからivまでの当該特例対象技能実習生の数を付加した数。 ・ただし、優良実習実施者であって規則第16条第1項の人数枠を超えて技能実習生を受け入れているときは、①第16条第1項で定める数又は②現に受け入れている実習生数のいずれか少ない数に本特例対象技能実習生を付加した数。	i 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第1号技能実習生に対し、移転先となる申請者が第1号技能実習を実施【規則第16条第4項第1号】																

企業単独D型	企業単独B型で、かつ、優良実習実施者	・「特定人数枠」×2の人数 ただし、第1号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数  <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者の常勤職員総数</th> <th>第1号技能実習生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301人以上</td> <td>申請者の常勤職員総数の1/10</td> </tr> <tr> <td>201人以上300人以下</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>101人以上200人以下</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>51人以上100人以下</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>41人以上50人以下</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>31人以上40人以下</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>30人以下</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> 【規則第16条第2項第2号前段】	申請者の常勤職員総数	第1号技能実習生数	301人以上	申請者の常勤職員総数の1/10	201人以上300人以下	30人	101人以上200人以下	20人	51人以上100人以下	12人	41人以上50人以下	10人	31人以上40人以下	8人	30人以下	6人
申請者の常勤職員総数	第1号技能実習生数																	
301人以上	申請者の常勤職員総数の1/10																	
201人以上300人以下	30人																	
101人以上200人以下	20人																	
51人以上100人以下	12人																	
41人以上50人以下	10人																	
31人以上40人以下	8人																	
30人以下	6人																	

人数枠																
第2号技能実習生の人数	第3号技能実習生の人数	事業所管大臣告示人数枠														
第2号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数の1/10（10%） 【規則第16条第1項第1号後段】		法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習：当該事業所管大臣が法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて当該事業所管大臣が告示で定める人数。【規則第16条第3項】														
・「特定人数枠」×2の人数 ただし、第2号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数×2 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>申請者の常勤職員総数</th> <th>第2号技能実習生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301人以上</td> <td>申請者の常勤職員総数の1/10</td> </tr> <tr> <td>201人以上300人以下</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>101人以上200人以下</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>51人以上100人以下</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>41人以上50人以下</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>31人以上40人以下</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>30人以下</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> 【規則第16条第1項第2号後段】			申請者の常勤職員総数	第2号技能実習生数	301人以上	申請者の常勤職員総数の1/10	201人以上300人以下	30人	101人以上200人以下	20人	51人以上100人以下	12人	41人以上50人以下	10人	31人以上40人以下	8人
申請者の常勤職員総数	第2号技能実習生数															
301人以上	申請者の常勤職員総数の1/10															
201人以上300人以下	30人															
101人以上200人以下	20人															
51人以上100人以下	12人															
41人以上50人以下	10人															
31人以上40人以下	8人															
30人以下	6人															
第2号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数の1/5（20%） 【規則第16条第2項第1号前段】	第3号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数の3/10（30%） 【規則第16条第2項第1号後段】															
i 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第1号技能実習生に対し、移転先となる申請者が第2号技能実習を実施【規則第16条第4項第1号】																
ii 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第2号技能実習生に対し、移転先となる申請者が第2号技能実習を実施【規則第16条第4項第2号】																
iii 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第3号技能実習生に対し、移転先となる申請者が第3号技能実習を実施【規則第16条第4項第3号】																
iv 申請者が技能実習を行わせている第1号技能実習生であって第1号技能実習の開始後に特別な事情が生じたにもかかわらず当該申請者が引き続いて第2号技能実習を実施【規則第16条第4項第4号】																

第5編

・「特定人数枠」×4 ただし、第2号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数×2		・「特定人数枠」×6 ただし、第3号技能実習生数 ≤ 申請者の常勤職員の総数×3	
申請者の常勤職員総数	第2号技能実習生数	申請者の常勤職員総数	第3号技能実習生数
301人以上	申請者の常勤職員総数の1/5	301人以上	申請者の常勤職員総数の3/10
201人以上300人以下	60人	201人以上300人以下	90人
101人以上200人以下	40人	101人以上200人以下	60人
51人以上100人以下	24人	51人以上100人以下	36人
41人以上50人以下	20人	41人以上50人以下	30人
31人以上40人以下	16人	31人以上40人以下	24人
30人以下	12人	30人以下	18人
【規則第16条第2項第2号中段】		【規則第16条第2項第2号後段】	